

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成29年10月20日  
(平成29年9月受付分)



平成29年9月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、ありませんでした。今回は(独)国民生活センターの子どもサポート情報を情報提供します。

## ◆オーディション後に勧誘 タレント・モデル契約のトラブルに注意！

事例：娘がインターネットで探したモデルのオーディションに、母親である自分も一緒に出向いた。不合格だったが、その際、「今後役立つかもしれないから、レッスンを受けたらどうか。費用は6カ月で22万円」と勧誘され、契約して全額支払った。しかし、レッスン会場に行っても、6カ月間のレッスンスケジュール等が分からないなど不審な点が多く、「やめたい」と電話をしたが「担当者がいない」と言われ、連絡が取れなくなりました。  
(当事者：高校生 女性)



### ✔ アドバイス

- インターネットで検索したり、SNSの書き込みで見つかったりしたタレントやモデル事務所のオーディションを受けたところ、レッスンの受講等を勧誘され契約をしたものの、レッスン内容が不十分なのに高額だったといった相談が寄せられています。中には、事業者と連絡が取れなくなったというケースもあります。
- 業者はタレントやモデルに憧れる気持ちに付け込んで勧誘をしますが、その場での契約は避け、活動内容や費用を確認し、冷静に判断しましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第121号」より抜粋

### ◆その他にはこんな事例も…

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第52号」より抜粋

年齢	相談内容
12	中学生の息子が興味本位でアダルトサイトを検索した。見たい動画を選んだところ「18歳以上ですか」と聞かれ、「はい」のボタンを押すと、突然登録完了となり約10万円を請求する画面が出た。焦って画面の下にあった「退会はこちら」を選択し、退会希望のメールを送ったが、業者から「電話するように」というメールが届き、連絡したところ「金を払え。学校に連絡して親にも伝えるぞ」と脅された。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)